

建築物の所有者・管理者 様へ

～煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について～

あなたが所有，又は管理する建築物に設置された煙突は，その内部に石綿含有断熱材は使用されていますか？ 使用されている場合，断熱材は劣化していませんか？

国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材，断熱材，スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」における測定の結果，煙突内の石綿含有建材が著しく劣化している場合に，煙突内部のみならず，その隣の屋内の機械室でも比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされました。

つきましては，あなたが所有，又は管理する建築物に設置された煙突について，その内部に石綿含有断熱材が使用されている場合は，断熱材の劣化状況の確認※を行っていただきますようお願いいたします。確認の結果，石綿含有断熱材が著しく劣化している等により，煙突内部のみならず，煙突周辺での石綿の飛散のおそれが懸念される場合には，次の石綿飛散防止等の必要な措置を行っていただきますようお願いいたします。

※断熱材の劣化状況については，「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011」

（環境省水・大気環境局大気環境課）の「56～57ページ[参考5]」を参考にしてください。

（マニュアル）http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html

◎石綿飛散防止等の必要な措置

1 石綿の除去等

・煙突周辺への石綿飛散防止の観点から，煙突内部の石綿の除去等の必要な措置を行ってください。

2 呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用

・従業員を作業等で粉じん暴露するおそれのある場所に立ち入らせる場合は，従業員に呼吸用保護具（防じんマスク又は送気マスク等）及び作業衣又は保護衣を使用させるなど，健康被害を防止するための必要な措置を行ってください。